

新篠津村 高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

概要版

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、新篠津村においては、平成30年3月に策定した「新篠津村高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。このたび、「新篠津村高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」が本年度で満了を迎えることから、令和3年度を初年度とする「新篠津村高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年の双方を念頭に置きながら、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

2 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務づけられています。第8期の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

(年度)

平成27～平成29	平成30～令和2	令和3～令和5	令和6～令和8	令和9～令和11
第6期計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画
団塊の世代が75歳以上となる 令和7年を見据えた計画の推進		令和7年に加えて、団塊ジュニア世代が65歳以上となる 令和22年を見据えた計画の推進		

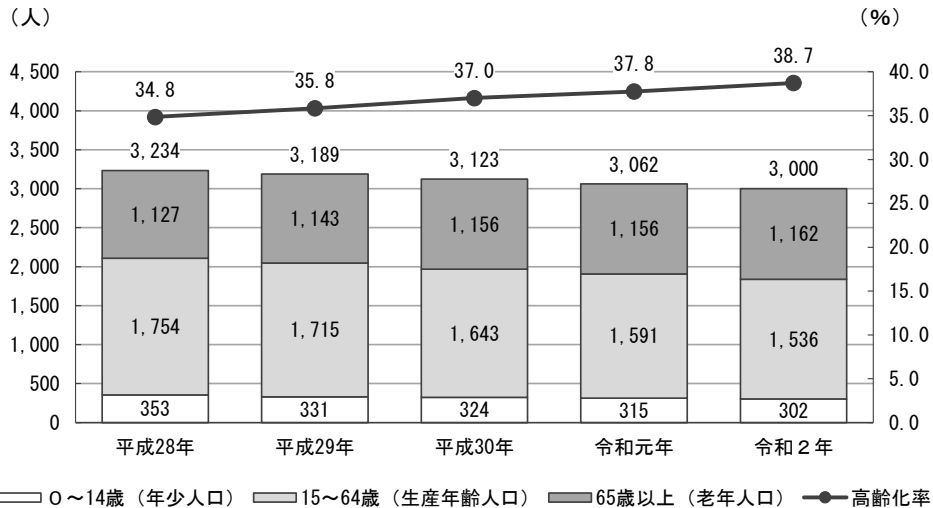
高齢者を取り巻く現状と将来推計

1 高齢者人口等の状況

(1) 総人口の推移

本村の総人口は減少傾向にあり、令和2年には3,000人となっています。年少人口と生産年齢人口は減少が続いていますが、老年人口は増加傾向にあります。また、高齢化率は上昇傾向にあります。

年齢3区分別人口と高齢化率の推移

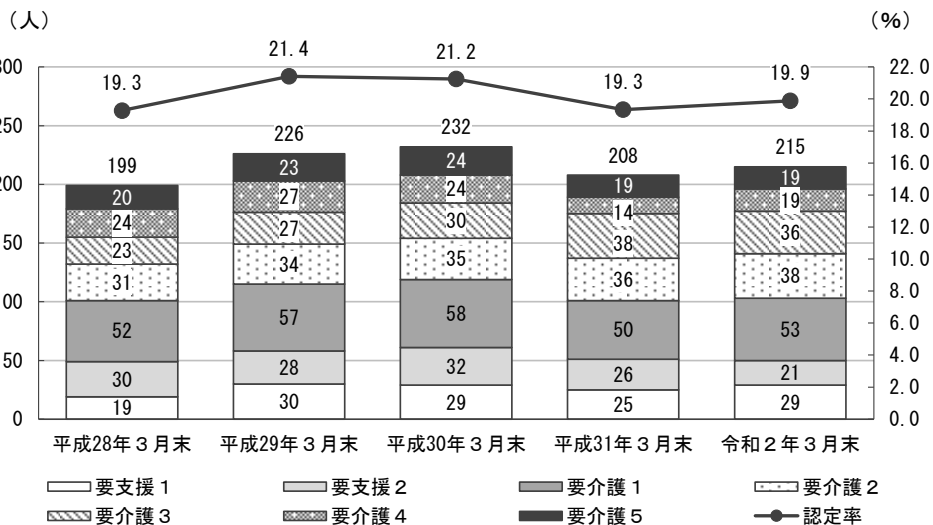


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本村の要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は、平成31年3月末には減少したものの、令和2年には215人と増加しています。また、要介護認定率は20%程度で推移しています。

要支援・要介護認定者数及び認定率の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年10月2日取得）

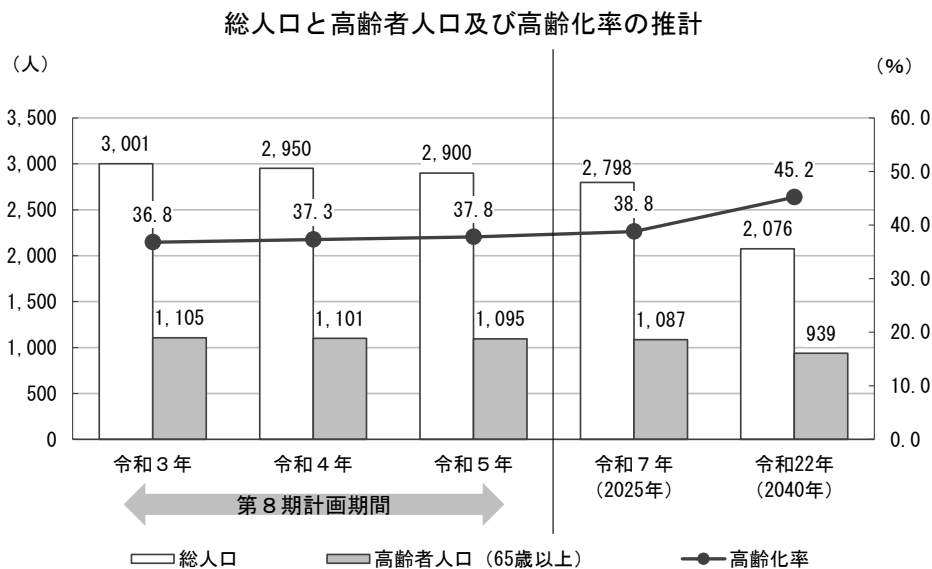
※要介護認定率は、第1号被保険者の要支援・要介護者数を第1号被保険者数で除して算出しています。

2 高齢者人口等の推計

(1) 総人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、本村の総人口は減少が続き、高齢者人口もゆるやかに減少していく推計となっています。

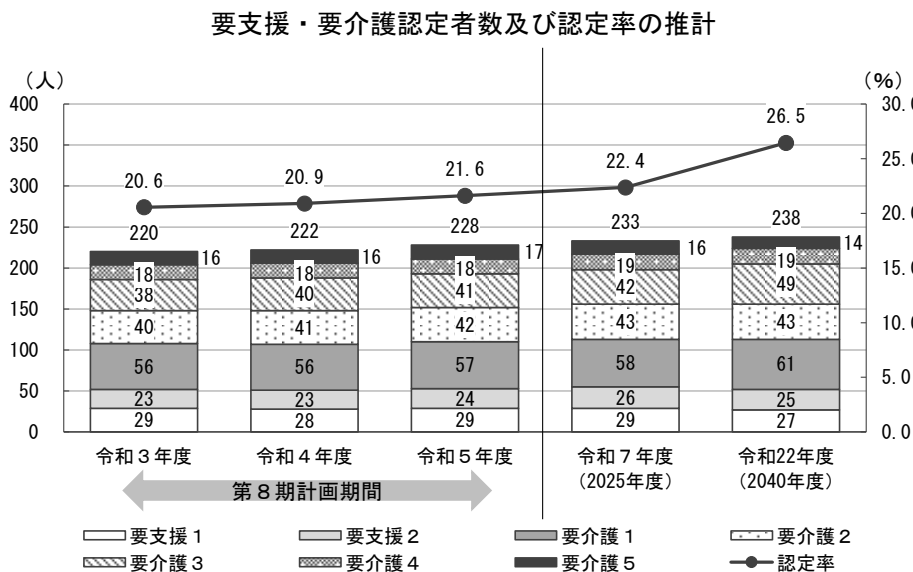
高齢化率については、上昇が続く見込みとなっており、令和22年には45%を超える予測です。



(2) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推計に当たっては、厚生労働省の提供する地域包括ケア「見える化」システムを使用しました。これまでの実績や本村における施策効果等を勘案しながら認定者数を試算した結果が以下のとおりです。

要支援・要介護認定者数（第2号被保険者含む）は増加が続く見込みで、要介護認定率についても上昇が続く推計となっています。



※要介護認定率は、第1号被保険者の要支援・要介護者数を第1号被保険者数で除して算出しています。

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本目標

《基本理念》

地域で支え合い、健康で思いやりのあるまち

『地域で支え合い、健康で思いやりのあるまち』を基本理念に掲げ、次の4つの基本目標のもと、取組を進めていきます。

1 地域における介護体制の充実

高齢者やその家族が適切な介護サービス等を利用しながら、地域で安心して生活が送れるよう介護サービス等の基盤整備や、サービスの担い手となる人材の確保、介護現場における業務の効率化に努めます。

また、介護給付の適正化を推進するとともに、近年の災害の発生状況と感染症の流行を踏まえ、非常時においてもサービスを提供できるよう、体制の整備に努めます。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

また、高齢者が要介護状態となった場合においても、自立した生活を送ることができるよう支援していくため、地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、認知症施策の推進、高齢者の権利擁護のための必要な支援に努めます。

3 高齢者の社会参加・生きがいづくりと居住安定に係る施策の推進

高齢者の社会参加・生きがいづくりといった施策の充実を図り、それぞれの立場に応じた役割を担って公共サービスと協働し、地域住民と助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

また、高齢者が住み慣れた地域において、安心して暮らし続けられるよう、高齢者のニーズに合った住まいの確保に努めるとともに、住まいと生活の支援を一体的に実施していきます。

4 介護予防と健康・元気づくりの推進

高齢者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、また可能な限り介護支援を必要としない状態を維持していくための介護予防や健康づくり施策の充実や生活支援サービス体制の整備を図ります。

健康づくりの推進に当たっては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に努めます。

3 施策の体系

基本理念

地域で支え合い、健康で思いやりのあるまち

基本目標1 地域における介護体制の充実

重点施策1 介護サービスの基盤整備

1. 介護保険サービスの充実
2. 災害や感染症対策に係る体制の整備

重点施策2 介護サービスの質の向上

1. ケアマネジメント機能の強化
2. 介護サービスの質の向上・推進
3. 介護給付の適正化の推進

基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

重点施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 地域包括ケア体制の整備
2. 地域包括支援センター機能の充実

重点施策4 認知症施策の推進

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 本人と介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進

重点施策5 高齢者の権利擁護の推進

1. 権利擁護の推進

基本目標3 高齢者の社会参加・生きがいづくりと居住安定に係る施策の推進

重点施策6 積極的な社会参加と地域における見守り、支え合い活動の推進

1. 地域活動等への積極的参加の推進
2. 就労的活動の促進
3. 地域における見守り、支え合い活動の推進

重点施策7 高齢者の居住安定に係る施策の推進

1. 高齢者の住まいの確保

基本目標4 介護予防と健康・元気づくりの推進

重点施策8 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

1. 一般介護予防事業の推進
2. 介護予防・生活支援サービス事業の推進
3. 任意事業の推進・特別給付事業の実施

重点施策9 健康・元気づくりの推進

1. 健康診査等事業の推進

重点施策10 安心して暮らせる地域づくりの推進

1. 生活支援サービスの充実

介護給付の適正化の推進

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 52 号)により、介護保険法の一部が改正され、市町村介護保険事業計画においては、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めることとなりました。

これを受けて、本村においても利用者に対する適切な介護サービスの確保と、費用の効率化、さらには不適切な給付の削減を通じて介護保険制度の信頼を高めていくとともに、必要な給付を適切に提供するため以下のとおり実施していきます。

①要介護認定の適正化の推進

要介護認定が適正に行われるよう、委託先が行った調査内容のチェック等を行い、他の保険者との比較分析を行いつつ、要介護認定の適正化に努めます。

現状と今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">○要介護認定が適正に行われるよう、認定調査の更新については令和元年度から、担当被保険者のケアマネジャー以外の方が、介護認定を行うようにしています。○認定調査員の登録者が現状 2 名であり、村内では人材が不足しています。そのため委託事業者に頼らざるを得ない状況です。○今後は、要支援・要介護認定者の新規・更新業務が増えていくことが懸念されるため、認定調査員の増員ができるよう、広報での周知や関係機関等に呼び掛けていきます。
-----------	--

②ケアプラン評価の推進

要介護者はケアプランを作成し、計画的に介護保険サービスを利用します。利用者本位のケアプラン、給付の適正化の観点から、国の「ケアプラン点検支援マニュアル」等を活用しつつ、ケアマネジメント等の質の向上に取り組んでいきます。

現状と今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">○令和元年度から居宅介護支援・居宅介護予防支援の事業所に対して、個別点検及び点検後の研修会を行っています。○ケアプランの評価については、今後も第 3 者の外部講師に依頼し、より良いケアプランが作成できるよう推進していきます。
-----------	---

③住宅改修・福祉用具利用実態把握の推進

住宅改修や福祉用具の利用が自立支援に結びついているか、必要性和利用状況を事業所へ確認しながら、適正な給付に努めます。

現状と今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">○住宅改修や福祉用具の現地調査については、正しく取り付けられているかどうか、確認をしています。○住宅改修の現地調査は、図面・写真で確認が不十分な場合に行っています。○今後も住宅改修の現地調査は、図面・写真で確認が不十分な場合に行っていきます。○住宅改修の際の図面・写真の作成について、指導していきます。○福祉用具については、利用状況等の確認を適時行います。○令和元年度から被保険者の費用負担を軽くするために、受領委任払制度を導入しています。
-----------	---

④国保連の給付適正化システムの活用

国保連介護給付適正化システムによる縦覧点検や医療情報との突合情報から、介護報酬の不適正・不正な請求を発見し、給付の適正化を図ります。介護保険制度の信頼性向上のために、国保連のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合には介護報酬の返還を求めます。

現状と今後の方向性	○国保連へ委託し、医療情報との突合・縦覧点検を継続的にを行っています。
-----------	-------------------------------------

⑤介護給付費通知の活用

サービスの適正な利用及び給付費の適正化に向けて、利用者本人（又は家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。

現状と今後の方向性	○介護給付費通知を開始するに当たり、平成 31 年 3 月には村広報にて、その内容案内を行いました。 ○引き続き、サービスの適正な利用及び給付費の適正化に向けて、国保連へ通知書の作成を委託し、通知します。
-----------	---

自立支援・重度化防止に向けた成果目標

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が制度化されました。この一環として、自治体のさまざまな取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進する保険者機能強化推進交付金が創設されています。

そこで本計画では、高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防や悪化の防止といった事業について成果目標を設定し、交付金を活用しながらその達成に向けて取り組んでいきます。

事業名	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「いきいき百歳体操」の普及	グループ数	2グループ	2グループ	3グループ
自立支援型地域ケア会議の充実	開催回数	5回	5回	5回
認知症サポーター養成講座	開催回数	3回	3回	3回
介護予防講演会	開催回数	1回	1回	1回
ふれあい学園 (社会教育事業・高齢者学習講座)	開催回数	7回	7回	7回
健康づくりスポーツ教室 (社会教育事業・10～3月)	開催回数	15回	15回	15回

介護保険料

第1号被保険者における第8期介護保険料基準額（月額）は、各種サービス量や給付費の見込み等に基づき、厚生労働省より示された地域包括ケア「見える化」システムに準じて算定した結果、第8期は第7期の5,900円と同額の5,900円になります。

所得段階ごとの基準所得金額については、国の基準が第7段階と第8段階、第8段階と第9段階において、それぞれ200万円から210万円、300万円から320万円に変更されます

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税 （公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円以下）	0.50 （軽減後0.30）	35,400円 （軽減後21,200円）
第2段階	・世帯全員が住民税非課税 （公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下）	0.75 （軽減後0.50）	53,100円 （軽減後35,400円）
第3段階	・世帯全員が住民税非課税 （公的年金収入額＋合計所得金額が120万円超）	0.75 （軽減後0.70）	53,100円 （軽減後49,500円）
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる） （公的年金収入額＋合計所得金額が80万円以下）	0.90	63,700円
第5段階	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる） （公的年金収入額＋合計所得金額が80万円超）	1.00	70,800円 【基準額】
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額120万円未満	1.20	84,900円
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額120万円以上210万円未満	1.30	92,000円
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額210万円以上320万円未満	1.50	106,200円
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額320万円以上	1.70	120,300円

※令和3年3月時点での法制度を前提としており、今後の改定等を受けて変更となる可能性があります。

※第1段階～第3段階については、国による「低所得者保険料軽減」がされています。

新篠津村 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 （概要版）

発行年月：令和3年3月

発行：新篠津村

編集：新篠津村役場 住民課

住所：〒068-1192 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地

TEL：0126-57-2111